

令和5年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和5年6月12日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 1 | 10番 | 藤田節夫君 | (P15～P29) |
| No. 2 | 11番 | 矢吹利夫君 | (P30～P33) |
| No. 3 | 12番 | 上田秀人君 | (P34～P51) |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	田部井吉行君	企画政策課長	関根隆君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	和知正道君
税務課長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	添田真二君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	保坂真理		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正康君） 本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

◇10番 藤田節夫君

1. 福祉行政について
2. 子育て支援について

○10番（藤田節夫君） おはようございます。10番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、福祉行政について伺います。

1点目に、高齢者補聴器購入費補助金交付事業について伺います。

村では、今年度から加齢性難聴者に対して補聴器購入費助成事業が実施されました。長年の村民の要求が実現して、多くの方から賛同を得ています。また、県南地区の自治体で初めての取組として、各自治体からも注目を集めていると聞きましたが、現在までの利用状況とその反響についてお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 10番藤田節夫君議員の質問にお答えいたします。

質問第1、福祉行政についての1点目、高齢者補聴器購入費補助金交付事業についての質問にお答えいたします。

村では、令和5年4月より、高齢者補聴器購入費補助金交付事業として難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を助成しております。対象要件としては、1番、75歳以上の高齢者、2番、西郷村に住所があり居住している方、3番目、聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けていない方、4番目、住民税が非課税になっている方、5番目、聴力レベルが両耳とも40デシベル以上、70デシベル未満で、他方の耳の聴力レベルが70デシベル未満の方、6番、医師が補聴器が必要だと判断した方、7番、村税等の滞納がない方の全ての要件を満たす方としております。

助成金額は、補聴器購入にかかる費用に対し2万5,000円を上限に助成しております。

事業周知方法といたしましては、村広報紙、ホームページ、Info Canal等で実施しております。

また、白河管内の耳鼻咽喉科、補聴器取扱店舗、村内の居宅介護支援事業者へは通知により事業周知を実施しました。

令和5年5月末時点で、申請件数は2件となっております。また、村民からの事業問合せについては、電話、窓口来庁を含め30件程度の状況で、申請方法や対象となるか等の内容となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の再質問を許します。10番藤田節夫君。

健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） すみません。

近隣市町村からの問合せでございますが、3市町村のほうから問合せがございません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 再質問を行います。

申請が2件で、取扱いいろいろ聞いてくる村民の方が30件程度あるということなんですけれども、西郷村が県南で初めて実施されたということで、今、近隣自治体で3自治体から問合せがあったということなんですけれども、白河市では、もう西郷村のもうやったということで、既にもう実施をするということで、ホームページとかチラシを出してもう既に実施始まっていますけれども、高齢者にとってはすごい、そうやって要求があるということはお存じだと思うんですけれども、そういった意味では、西郷村が先駆けてこれをやったということは本当によかったのかなと私は思います。

ただ、私が今ここでせっかく実施されたのに、なぜ質問するかということなんですけれども、今、対象者の要綱というか、ある程度お話が課長のほうからありましたけれども、これは年齢が、私気になるのは年齢が75歳以上になっているんです。これはほかの自治体を見ると大体65歳、さらには年齢制限しないということがほとんどです。白河の自治体でも、私、ホームページとか見ましたけれども、やはり65歳以上になっているんです。75歳以上ではほとんど聞こえなくなっちゃう。もう補聴器必要なくなっちゃうと思うんです、私。やはりこれは60歳代からなる人もいますので、ぜひその辺は見直してほしいなと思いますが、取りあえず1点目としてその辺の見直しを考えるのか、このままでいっちゃうのか、お答え願います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） ただいまの再質問にお答えいたします。

事業内容につきましては、当初、耳鼻咽喉科医師等に相談をいたしまして、加齢による難聴が75歳程度から著しくなるということで、要件を決定した経緯となっております。ただ、議員おただしのとおり、それでは遅いのではないかとということで、本事業は令和5年4月より新規事業として始めたばかりでございますので、当初75歳

以上の後期高齢から始めようということでしたので、村民のそういった要望、状況、こういったものを注視し、把握しながら要件等の見直しも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村民の要求を聞きながら、この辺は変えていきたいということなんですけれども、私も何人かの人に聞きましたけれども、これでは遅過ぎるというのがほとんどの意見でした。担当課のほうにもそういった意見が出ているのかなとは思いますが、そういった意味では65歳にするか、もうこれも途中で医師の証明がなければ、お医者さんの証明がなければ結局補助金出ないようになっているので、その辺で年齢制限しないで、そういった医師の診断で補助金は必要だということになれば、私はもう年齢制限なくてやるべきだと思いますので、その辺は申し伝えておきたいと思っております。

それと、住民税が非課税の人だけとなっているんですけれども、これもいろいろ調べてみると、その自治体によって大分差があるんです。非課税だけじゃなくて、課税になっている世帯についても、非課税世帯と課税世帯が助成金額がちょっと格差を持ったりしてやっているところもありますので、私、こういった村民が対象、本当に村民の方の税金でこういった事業やるんですから、全ての村民が利用できるように、やるべきじゃないのかなと思うんですけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおり、令和5年4月からは75歳以上の後期高齢ということで始めさせていただきましたが、今、議員おただしのおとり、非課税、課税にかかわらず全ての村民に対象にしてはどうかということでございますので、先ほど申しましたおとり、今後村民の状況と要望等を注視しながら条件等の見直しについては考えてまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 担当課はそういった方向でやっていきたいと思うんですけれども、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

この難聴につきましては今年4月から始まった事業でありまして、議員、今お話しされていましてように、近隣市町村からも大きな反響がありまして、白河市、矢吹町、古殿町も興味を示しているということで、早めにやってよかったなど私自身は思っております。

年齢の引下げ、非課税の要件等というお話ありました。まだ始まったばかりということでご理解等お願いしたいということでもあります。難聴というのはやはり社会参加、コミュニケーション、物事を前向きに、あるいは積極性、孤立化等を防ぐ意味におい

では大変重要だと思っております。そういうことも含めながら、今、課長が申しましたとおり、村民の意見をよく吸収しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） どう理解していいかわからないですけども、見直していくということで受け止めてよろしいのでしょうか。年齢関係と非課税世帯だけを見直してほしいという要求なんですけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほどもお話ししましたように、住民のニーズを的確につかみながら判断していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 白河市も先ほど言ったように、もう既に実施していますんで、そういった方向で、白河市は65歳からになっていますんで、白河市の場合、さらに、西郷村に負けたくないというのもあるんだろうけれども、補聴器のほかに外出支援器具の助成も同時に行いますということで、これはホームページ等、チラシもできているんですけども、このチラシはできて、もう選挙に出た人なんかもうこれを実施しろということで、チラシ作ったら実施しちゃったんで、皆さんチラシ書き換えているという話も聞きましたけれども、やはりこの要求というのすごい強いと思うんです。

値段が高価なものだけに、なかなか年金生活の年寄りだけにこういったものは買えないと。そうすると、もう社会参加もできなくなっちゃうし、外に出られなくなっちゃう。認知症も当然早期になっていっちゃうということで、できるのであれば、全員対象にして、そうなった方にはぜひ助成をするべきだろうと思います。

西郷村が率先してやってもらったんで、本当にいいことだと思うんですけども、いろんな資料見ても、難聴、それとあちこちとても高齢化社会、これからもう日本は高齢化社会に向けていくんで、役場庁舎、新庁舎できますけれども、そこも磁気ループを設置した庁舎に造っていくということも聞いていますんで、そういった意味では村でももっともっと、そういった方向に力を入れていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、福祉行政の2つ目として、带状疱疹予防ワクチンの助成について伺います。

带状疱疹予防ワクチンの助成については、昨年の12月議会で9番議員から一般質問がありました。今回、改めて私からも質問させていただきます。

带状疱疹はほとんどの人が持つ水疱、带状疱疹ウイルスによっておこる病気で50歳以降に発症しやすく、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。これは相当高い確率の発症率です。带状疱疹にかかった人に聞きますと、激痛を伴い、夜も眠れないほどの痛みを苦しむそうです。また、失明する人や、治療が遅れたり、重症だった高齢者などは、発疹が完治した後もしばらく傷みが残ると言われております。この带状疱疹は幼少期に水ぼうそうにかかったことのある人なら誰でもかかる可

能性があり、成人の90%の人がウイルスに感染しており、誰が感染してもおかしくない状況とされており。

このウイルスは、加齢や疲労、ストレスなどにより、免疫力が低下した際に発症し、発症割合は50歳以上が7割を占めており、60代、70代と歳を重ねるごとに発症率が増加します。带状疱疹を発症した際は、抗ウイルス薬の飲み薬による治療になりますが、今では不活化ワクチンが開発され、ワクチンを接種することで带状疱疹を未然に防ぐことが立証されています。

ワクチンは任意接種であり、高価であります。ワクチン接種による効果があることから、全国の自治体で独自に助成をしているところが増えています。ワクチンは2種類あり、費用は接種が1回で比較的安価な生ワクチンが7,000円から1万円です。2回接種する必要がありますが、有効期間が長い不活化ワクチンが1回約2万円で、2回打つことになるので、約4万円かかることになります。ほとんどの方は有効期間の長い不活化ワクチンを打っています。高齢者や年金暮らしの方々にとってはなかなか出せる金額ではありません。最近では、どこの病院に行っても带状疱疹のワクチンがありますなどの貼り紙が目につきます。ワクチン接種で防ぐことができる病気があれば、村民の健康と命を守るためにも、積極的に助成すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田節夫議員の質問にお答えいたします。

2点目、带状疱疹予防ワクチンの助成についてお答えいたします。

今ほど、議員のほうから説明ありましたように、带状疱疹を予防するワクチンについては、現在国で定められている予防接種法によりまして任意予防接種となっております。任意予防接種とは、個人の感染症予防と重症化予防を目的としております。

こちら、本人の希望と医師の責任の下により実施する予防接種となっております。先ほど説明ありましたとおり、带状疱疹を予防するワクチンとしては水痘ワクチンと带状疱疹ワクチンの2種類があります。また、任意予防接種にかかる費用についてでございますが、原則個人負担となっておりますが、自治体によっては費用の一部を助成しているところもあります。現在带状疱疹ワクチンを助成している自治体としては、全国的に見ては少ないんですけれども、東京都が令和5年より費用の一部を助成している状況で、県内では飯舘村のみとなっております。

带状疱疹は、50歳代から発症率が高くなることから、ワクチンの接種対象年齢を50歳以上としており、現在、2種類のワクチンのうち、先ほど議員がご説明されたとおり、生ワクチンでは1回の接種で効果が5年持続し、費用が約7,000円から1万円、不活化ワクチンでは、2回の接種で効果が9年連続し、費用が1回2万円から2万3,000円程度となっております。

発症の割合を過去から比較しますと、带状疱疹の発症者が1.5倍増と年々増加にありますことから、国、厚生労働省所管の委員会においても带状疱疹ワクチンは定期予防接種として追加を検討するワクチンの一つとなっております。現在、ワクチンの

効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢、2種類のワクチンの比較や安全性等について検証、評価が進められている状況にありますので、本村ではそういった状況を踏まえて、国の定期予防接種化の動向などを注視しながら担当課としては考えていきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 昨年、9番議員が12月の定例議会で質問したのほとんど回答は変わっていないということですがけれども、私、带状疱疹になった方に聞きましたけれども、1回で終わるんじゃないんです。1回で普通免疫ついちゃえば、2回、3回ないのかなと思ったら2回3回ある人がいるそうです。私今回初めてこれを聞いたんですけれども、そういった思いを何度もさせるというのはちょっといかなものかと。ワクチンがあるんですから、できてるんですから、今、国の状況というか、国の動向を見ると言いましたけれども、国の動向ということは定期接種にしていくということですがけれども、何年先になるか分からないんですよ、国なんていうのは、言っても。だから皆さん、ほかの自治体では助成して予防させようと。どんなワクチンでもそうですけれども、みんなの定期接種なる前に任意接種のうちにみんな助成して、しばらくたってから、忘れた頃から定期接種になるなんて、国がそんな感じでやっているんです、いつも見ると。実際にこれは起こっていることなんで、ぜひその辺は考えていただければな思うんです。

そんなに自治体ないと言ったけれども、東京都内ではほとんどこれは助成しているんです。さらには群馬県では25市町村が実施しているんです。これは本当になった人でないと分からないみたいですがけれども、私も痛風持ちなんだけれども、痛風も痛いですがけれども、この带状疱疹の痛さは半端じゃないと言っていました。できる場所によっては失明しちゃうということも聞いていますんで、ぜひこの辺も最終的には村長の判断になると思うんですけれども、村長もいろいろ带状疱疹になった方見ていると思うんです。聞いていると思うんです。ぜひ村でこういった助成をするべきと思いますけれども、村長にお考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

この件につきましては、先ほど議員もおっしゃるように、9番議員から昨年の12月に質問されております。課長とダブりますけれども、発症年齢が50歳以上の発症率が高くなるということで、現在、国においていろいろ検討しているということで、それだけ重要であるということも国も認識しておりますので、まずは国の動向を見ながら、村も検討していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） だから、国では、国のことを待っていたんでは、もう患者は毎日毎日出るわけですから、国の動向を待っていたんでは、いつになるか分からないということで、私はここで一般質問しているんです。村独自に本当に村民の健康、命を守るという立場で、やはり村長には国の動向なんて言っていないで、助成して、少し

でもそういう人たちを助けるということで、やはりやっていただきたいなと思います。

どうですか。国の動向なんて言わないで、もうそういった方向で検討するぐらいの回答をいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 村内にもたくさんそういう方がいるということと、議員の気持ち、本当に分かりますので、国の動向と言いますけれども、まず国がやらなきゃならないかと思うんです。定期接種ということで、それがかなわないのであれば、村としても考えなきゃならないんですけれども、取りあえず、しばらくは国の動向を見ながら、熱い気持ちは理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 国では、学校給食でも村で今年度からやってもらったけれども、国なんか全然やらないです。何というの、異次元の少子化対策なんて言っているけれども、何もやらないんじゃないですか。だからみんな自治体で子育て支援を含めて、福祉の関係はやっていると思うんです。村もそんな財政あるわけじゃないんで大変だと思いますけれども、村民の命と健康を守るために、我々末端の議会というか、行政はあるんで、ぜひそういった意味では前向きに検討していただきたいと思います。

以上でこの質問は終わって、次に移ります。

福祉行政の3つ目として、紙おむつ等使用世帯へのごみ袋の支援について伺います。

これまでも何度か質問してきましたが、ごみ袋が有料化になっている多くの自治体では、紙おむつ等使用している世帯、例えば3歳未満の子どものいる世帯、在宅高齢者等おむつ給付事業によるおむつ給付対象者がいる世帯、在宅で腹膜透析を実施している方などの世帯には、紙おむつを捨てる際の負担をなくそうと毎年ごみ袋の支援を実施しています。このような世帯では、高いごみ袋を節約したくても節約することができないのが現実です。また、ごみ袋のサイズも大きいサイズでは水分を含んで重くなるため、小さいサイズを利用するそうですが、ごみ袋の利用頻度も多く、ごみ袋の購入費の出費もかさみ、物価高で大変な時期に節約もできず、大変な思いをしているそうであります。

これまで、私の質問に対しての答弁は、世帯の状況を把握して検討しますや、福祉の充実に向け検討しますということでしたが、いまだに実施されていません。実施できない理由があるのか、まずお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田節夫議員の福祉行政についての3点目、紙おむつ等使用世帯の指定袋、ごみ袋の支援についての質問にお答えいたします。

高齢者在宅支援事業といたしまして、在宅で介護認定を受けている高齢者の方に対して、健康推進課のほうでは高齢者の方に対しまして、利用類型4分類、最重度、重

度、中度、軽度、こちらの高齢者の方に対しまして、おむつの給付金の助成を行っております。

現在のところ約350人が対象になっております。近隣市町村では住民税非課税世帯に要する要介護4、5のみのそういった要件が多いですが、西郷村では、課税非課税問わず事業対象としております。高齢者、在宅支援といたしましては、近隣市町村と比較しますと、大変手厚く助成していると考えております。ですので、現在のおむつの給付金の助成で十分手厚い助成ができていると考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） おむつの支給は近隣市町村見ると手厚くやっているということです。それは前回も聞きましたけれども、ただおむつになると、ほとんどの自治体では、有料化になるときに、そういったおむつが必要な方にはゴミ袋も無料配布するというのでほとんどの自治体がやられているみたいなんです。

私、今できない理由は何なのかと聞いたんですけども、おむつ、ほかの自治体より手厚くやっているの、ゴミ袋は勘弁してくれというような意見なのかなと思うんですけども、実際これはセットだと思うんです、私、ゴミ袋とおむつと。ゴミを捨てるのに、おむつを使っている世帯はどうしても半端じゃないほど、ゴミ袋が必要になって皆さんもご存じのように週2回、燃えるゴミの日ありますけれども、毎回出すんです。じゃないと、衛生上も当然悪いし、大きい袋だと無駄が出ちゃうんで、結局小さい袋、それを利用して出すんですけども、そういったところで、もう少し、もう一步踏み出で、今の私の質問になぜできないのかという、村長、その辺はなぜできないんですか、お伺いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど課長から説明しましたように、現時点においては村としてできる限り手厚いそして支援をしていると考えております。ゴミ袋とおむつと、捨てるセットだということお話ありましたけれども、手厚いことをやっているということでご理解願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 私は手厚いと思っていないんだよ。ゴミ袋と本当におむつ、セットで出すんだったら手厚くなるよね、それは。今、ゴミ収集も村ではやっているんで、そういったところはもう私も認めるというか、本当によくやっているなと思うんですけども、なぜゴミ袋だけが支給できないのか不思議でしょうがないんですけども、白河市では、もう令和元年から実施しているんです。そして乳幼児に対しても白河市ではクーポン券を発行して、クーポン券でゴミ袋とかほかのものは購入できるという支援しているんです。

先ほども言いましたけれども、いいものはすぐ隣でやってこっちでやると。先ほどは白河市のことを言いました。補聴器の関係、もう白河市はすぐ始まったんです、西

郷村がやったら。西郷村もそのぐらいは。村長は福祉の心は持っているとは思っているんですけども、ぜひ実施してほしいなと思うんですけども、再度村長にお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今言われましたように、ほかの自治体と競争するわけではないんですけども、言われている気持ちよく分かりますので、検討していきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） ぜひ、前向きに検討していただきたいと思えます。

これは、燃えるごみ袋の値段、高いんです。福島県でも大きい福島市とか郡山市は有料になっていないんですけども、全国だと、ちょっと調べたら38円が、1枚、ここだと、県南地方だと1枚55円、これは大袋、小が1袋830円で、41円、1枚。その下に特小がある。特小が620円、これも1枚31円、ということになっているんで、これがもうあつという間に消えちゃうんです、おむつを使っている家庭は。本当に2か月もたないうちに20枚使用しちゃうという状況なんで、ぜひ今、村長が検討したいということなんで、ぜひ前向きに検討して実施する方向でやっていただきたいと思えます。

以上で、福祉行政については終わります。

次に、子育て支援について伺います。

子育て支援の1点目として、スケートボードができる施設の整備について伺います。

皆さんご存じのように、東京オリンピックではスケートボードが正式種目になり、出場した10代の選手たちが多くのメダルを取り、国民に感動を与えました。

これまでは、スケートボードをしている子どもたちを見ると、危険だ、騒音がうるさい、ベンチや縁石が壊れる。不良の集まりだなどの目で見られ、スケートボードのできる環境ではありませんでした。スケートボードをする子どもたちも楽しむ場所もなく、環境も悪く、見かけませんでした。オリンピックを機に、多くの子どもたちがスケートボードで楽しんでいる姿が見られるようになりました。このような状況の中、スケートボード場を整備する自治体や民間の施設が一気に増えてきています。福島県内においてもいわき市や会津若松市など、既に9か所に整備されています。

現在、村にはスケートボードを楽しむ場所がありません。既存の施設の駐車場や道路等で見かけることがあります。非常に危険で苦情等もあるため、安心してスケートボードができる場所を造ってほしいなどの声が上がっています。村の子どもたちの健全育成の場として安心・安全に楽しめる施設を整備する必要があると思えますが、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） 10番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、現在本村においてスケートボードの練習ができる施設等は

ございません。教育委員会といたしましては、子どもたちの遊び場として、ひいては教育環境整備の一環として、施設整備について検討する必要があるものと考えております。

しかしながら、スケートボードは公園等の公共施設の階段や段差などを利用して練習することも多く、度々苦情に発展するケースが各自治体で散見されております。本村でも、公共施設の駐車場や道路上等においてスケートボードの練習をしている若者へ苦情が寄せられた経緯もございますので、練習をする場所がないことは認識しております。議員おただしのとおり、東京オリンピックにおいて、スケートボードが正式種目として採用されて以降、競技スポーツとして認知されるようになり、スケートボード施設を整備する自治体や町おこし事業の一環として取り組み始めている自治体もございます。県内においては、いわき市、会津若松市、福島市、相馬市、二本松市などがスケートボード施設を運動公園内に整備している事例等がございます。

また、施設を整備する上では、各スポーツ施設が集約された利便性のよい総合的な運動施設を整備することがより効果的であり、多様なニーズに沿った施設づくりが求められております。それらを踏まえまして、本村において今後スケートボード等を含めた新たなスポーツ施設の整備を計画する際には、まちづくりの一環とした複合的な施設づくりを村全体で検討する必要があります。

教育委員会といたしましても、今後施設の整備について他の自治体の事例を参考にしながら、関係各所と調整を図り、調査研究をしてまいります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村には、そういった施設がないのは私も知っておりますけれども、今後新しいスポーツ施設を整備するときに、そういう点も考慮していきたいということですが、この回答ではいつになるか分からないということです、計画も当然ないわけですから。

今、やはり今の子どもたちが今必要としているので、そういった意味ではそんな立派なオリンピックで見るとか、私も福島県内のスケートボード場見たというか、インターネットで見ましたけれども、すごい立派なスケートボード場なんです、どこも。あそこまでやると大変なのかなと、場所も大変だと思うんですけども、ぜひ今、本当に私もたまたま見ますけれども、国道289号線沿いの、折口のチェーン脱着所、あそこでよく見かけていたんです。最近ではあそこは残土を運んでいるダンプ、今問題になっていますけれども、あれがあそこを駐車場にしちゃって、子どもたちもあそこで遊ぶことも、遊んじゃいけないんですよ、遊ぶ場所じゃないんですけども、場所がないので、あそこでよく子どもたちやっていたんですけども、最近ではそこも見かけることもなくなりました。だから、そういった子どもたちは行き場がないんです。

ぜひ、新庁舎も含めて、これからいろいろ拠点づくりやっていくと思うんですけども、ぜひ既存である施設を利用して、初心者クラスができるような、そういったスケートボード場を考えていくべきなのかなと思うんですけども、その辺で、今後のことになるんですけども、何か考えとか、ぜひ私はやってほしいなど、子どもたち

の遊び場を確保して、安全・安心に遊べる場を確保してやるのが村の務めかなと思うんですけども、村長、ずっとスポーツ関係に携わってきて、本当に村の子どもたち、いっぱい面倒を見てきたと思うんで、そういった思いはあると思うんですけども、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今日はくしくも羽太小の6年生、11名来ております。本当に少子化の中で、もう村の宝でありますし、私はいつも子どもたちは未来からの留学生ということで、スポーツ少年団も携わらせていただきました。本当に、子どもは大切であります。

そういった中で、スケートボード、一過性のものじゃないかなと思ったり、あるいは村民の子どもたちの意見をよく聞きながら、それを必要としているかどうかも把握していかなければならないと思っております。また、議員は簡単に造れるんじゃないかと言われますけれども、安全性、あと地域の関わり、それからやるからにはある程度財政的な負担もかかりますので、よく村民、子どもたちの意見を聞きながら、考えていきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 私、これ一過性とは思っていないんです。大分昔からもうやっている子どもたち。ところが場所がないんで、駐車場とかそういったところでやっているんです。だから、お金もかかるというお話ですけども、そんなに立派なもの、先ほども言いましたけれども、必要ないと思うんです、私は。

それは立派なものがあれば、村だけじゃなくて、近隣からみんな子どもさんが来て、それもまた活性化になるとは思うんですけども、そういった、こんなことを言ったら怒られちゃうけれども、目先のことじゃなくて先も考えながら、やはり子育て支援の一環としても必要なのかなと思うんです。

今の子どもたち、これは栃木県の下野市で、小学生が中心になってスケートボード場を作ってほしいという運動を始めまして、署名を集めました。1,700名ちょっと集まったそうなんですけれども、これを市長に提出したと。子どもたちだけでこれを集めたいんですけれども、栃木県ですが。だから、そういった意味ではすごい盛り上がりがあるのかなと。私はその方たちとお話はしていないんですけども、ある新聞に出ていたんで、すごいなど、だからぜひ親御さんなんかも1時間、2時間かけてスケートボード場が整備してあるところに連れて行って練習をさせるみたいなんですけれども、ぜひ村としてももう一歩進んで、子どもたちにそういった遊びの場というか、スポーツの場を与えてやるのも子育て支援の一環かなと思いますんで、ぜひ検討していただきたいと思えます。

教育長、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

子どもたちの健全育成ということで、今ご提案ありました。今、教育委員会といた

しましても、小・中学生の部活動の地域移行ということで、今後、令和8年をめどに、文化庁、それからスポーツ庁からありますように、持続可能な子どもたちのスポーツに親しむ場を地域で受皿として進めていくという方針でございます。

そういった、これから村としても地域移行に向けた検討委員会を、協議会を立ち上げながら、やはり地域の方々、あるいは子どもたち、保護者のご意見などを十分に耳に入れながら、今ありましたような、スケートボード、こういった場所もやはりいろいろ敷地の問題や騒音の問題、安全性の問題、当然いろいろそれに付随して駐車場やトイレ、照明等いろいろ考えていかなければならないこととなります。そうしていきますと、やはり総合的にそういった子どもたちの安心で安全で遊べるようなスポーツ施設を計画していくということは、とても今後大切なことだと考えております。

今、ご意見いただきましたことを、今後の協議会の中でまた検討させていただいて、進めてもいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 部活の地域移行という話も出ています。先生方の働き方も含んでいるとは思いますが、なかなか子どもがだんだん少なくなっていく中で、部活なんか大変厳しいものがあるのかなと思うんですが、子どもたちのニーズもたくさんある中で、だからいろいろな教育委員会とか会議の中で検討していきたいということですが、子どもたちはもう成長していっちゃうんで、もうなるべく今の子どもたちに間に合うような、そういった感じで施設のほうも考えていただきたいと思います。

続きまして、子育て支援の2つ目として、保育料の完全無償化と3歳児から5歳児の副食費の無償化について伺います。

政府は令和元年に消費税を10%に上げるために、あめとむちの政策で幼児教育の無償化に踏み切りました。幼児教育の無償化といっても、全てが無償化されたわけではなく、ゼロ歳児から2歳児は変わらず有料のままで、3歳児から5歳児の保育料は無料になりましたが、副食費は有料となり、収入に関係なく応益負担になっています。

少子化対策や子育て支援がどこの自治体においても喫緊の課題になっています。村でもいろいろと支援をしてきていることは理解していますが、子どもを産み育てることは大変な労力と出費が必要になります。特にこの数年は異常なほどに物価が高騰し、村民の生活は大変な状況になっています。

このような現状を踏まえ、質問しますが、はじめに、保育料の無償化の状況と副食費の徴収について伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 10番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

保育料の無償化の状況と副食費の徴収の状況に関するお尋ねでございます。

現在の保育料の無償化の状況につきましては、国による幼児教育・保育の無償化が

令和元年10月より実施されるのに先行した形で、平成31年4月より幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの利用料を無償化しました。また、ゼロ歳児から2歳児につきましては、住民税非課税世帯の子どもたちのみ無償化となりました。そのほか、以前からの継続として、多子世帯やひとり親世帯等に対する軽減や無償化がございます。

次に、副食費の状況ですが、保育料の無償化以前は3歳児から5歳児の副食については、保育料の中に入れて徴収を行っておりましたが、平成31年4月からの保育料無償化に伴い、保育料と副食費を分離し、保育料の部分のみ無償化とし、副食費は別に月額4,500円の実費徴収を行っております。

なお、3歳児以上の副食費については、年収360万円未満相当となる世帯の子どもたち及び全ての世帯で第3子以降の子どもたちについては、費用が全額免除されております。また、ゼロ歳児から2歳児につきましては、無償化実施後も従来どおり副食費は保育料の一部に含まれた形で負担をしていただいております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 次に、ゼロ歳児から2歳児の保育料と3歳児から5歳児の副食費の金額、さらには保育料と副食費を納入している方の割合について伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

令和4年度の保育料と副食費の収入額についてお答えいたします。

令和4年度のゼロ歳児から2歳児までの保育料の収入総額につきましては、約4,900万円となっており、3歳児から5歳児までの副食費の収入総額は約1,180万円となっております。保育料及び副食費の収入合計は約6,080万円となります。

次に、徴収延べ人数及び割合でございますが、保育料はゼロ歳児から2歳児までの利用者延べ2,923人のうち2,312人、79%が徴収対象となっており、副食費は3歳児から5歳児までの利用者延べ3,648人のうち2,628人、72%が徴収対象となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今の答弁ですと、保育料の収入総額が4,900万円、副食費は約1,800万円、合計で6,080万円とのことですが、そういうことですね。合計で6,080万円とのことですね。この6,080万円を村が負担すれば保育料の完全無償化と副食費の無償化ができ、子育て世帯の負担軽減が図られることとなります。学校給食費も今年度から無償化となりました。あとは保育料の完全無償化と副食費を無償化することで、安心して子どもを産み育てる村にすることができます。

村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

学校の給食費に関しましては、義務教育であるため給食費を無償化することで、全

ての家庭に対して平等に負担を軽減することができます。しかしながら、保育所等に関しましては、全ての家庭が利用しているわけではないため、利用されていない方には不平等ということにもなります。保育料の完全無償化を行うためには、不平等とならないように、在宅で子どもを見ている方に対しても何らかの支援が必要となります。何らかの支援を行うためには財政負担が伴います。その上で無償化に伴う保育料及び副食費合計6,080万円についても公費で賄うこととなります。

議員おただしのおり、完全無償化を実施することができれば、子育て世帯への負担軽減を図ることができますが、相当の財政負担も必要となってきます。今後、国・県の動向をよく見極めながら、安心して子どもを産み育てる村づくりに努めていきたいと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま10番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。それでは10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） ただいまの村長の答弁では、保育所を利用していない家庭と不公平になる可能性があるとのことですが、村では毎年保育所に入所できない待機児童がいます。入所できた世帯は安心して生活できますが、入所できない世帯の父兄の方々は働くこともできず、厳しい経済状況の中で家庭で子どもを育てなくてはならないことになっています。このような方に対して村は何の援助もしていません。これこそ不公平ではないでしょうか。

私が以前から言っているように、在宅で子育てをしている世帯に対しても何らかの助成をすべきと思っておりますが、その辺は村長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

在宅での助成ということで、これも前から議員のおただしの件であります。これらについても、今政府では次元の異なる少子化対策ということで、予算倍増、子ども真ん中社会、そして13日には子ども未来戦略方針を立てるということでもありますので、国の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 私、何で言うかということ、西郷村、待機児童がいなければこんなことを言わないんですけども、先ほど保育所に入所しない子どももいるんで、そういう子どもと比べて不公平だと、保育料の無償化と、そういったものが。それは

ちょっとおかしいんじゃないかと。国の動向、国の動向と言っているけれども、全然進んでいないですよ、ご存じのように。軍事費だけは5年間で43兆円ですよ。閣議決定だけで決めちゃって、それで異次元の少子化対策、何もできていませんよ。これで学校給食費とか子ども医療費とか、そういうところは全国本当に一律で無償化するということだったら、異次元の子育て支援ということで私も理解はしますが、実際はそういうふうになっていないのが現実、それで村長も言ったとおり、常に国の動向、国の動向と言うけれども、国の動向見ていたら、本当に学校給食費もいつ無料化になるか分からない。

その辺は、村長の判断で今回やってもらったということで、大変父兄の方も喜んでくれるわけですが、子育て中のお母さんたちに聞きますと、行政でやっていただきたい、要望することはやはり経済的支援が一番多いんです。ここに来て、これだけ物価が上がって、ましてや今度は電気代も3割、4割と6月から値上げするということになっていて、保育園の副食費、月4,500円、年間にすると5万4,000円になるわけです。学校給食費に払っていたお金とそんなに変わらないですよ、遜色ないんです。

本当にこの少子化対策で、村で子どもを守っていく、産み育てやすいむらづくり、そういった意味ではどこの自治体でもやっているんですけども、なかなか財政が厳しいということで、やれる自治体、やれない自治体、様々ですが、ぜひともゼロ、2歳の保育料、さらには副食費の完全無償化、そして子育て世帯の経済的負担を軽減していくためにも、村長のもう一つの足を踏み出して、子育て支援にぜひ政策をやっていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、11番矢吹利夫君の一般質問を許します。11番矢吹利夫君。

◇ 1 1 番 矢吹利夫君

1. 観光行政について

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 1 1 番矢吹利夫です。通告に従いまして一般質問をいたします。

観光行政については、令和 4 年第 2 回定例会で同じ質問をしましたが、再度質問いたします。

ちゃぼランド西郷、キョロロン村が事業停止してから約 3 年が経過しました。県が発表している統計を見ますと、甲子トンネル開通後の平成 2 1 年には、甲子、新甲子地区に約 2 0 万人が訪れていましたが、令和 3 年には約 1 0 万人と半分まで減少しております。甲子地区には、雪割橋、西の郷遊歩道、新甲子遊歩道、また甲子高原こども運動広場、剣桂など、多くの観光資源があるにもかかわらず、このような状況にあることに対してどのように考えているのか、まず最初に伺います。

村長にご答弁をお願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 1 番矢吹利夫議員の一般質問にお答えいたします。

質問第 1、観光行政について、甲子地区をどのように考えているかということであります。

まず、観光客の減少については、新型コロナウイルス感染の影響もあり、大きく落ち込み、減少傾向にあるのは議員ご承知のとおりであります。甲子地区には議員おただしのお通り、四季を通して楽しめる多くの観光資源がございます。特に紅葉シーズンには県内外から多くの観光客が訪れる紅葉の名所も多数あることから、紅葉の状況や見頃の時期などの問合せも多数いただいております。また、国内でも有数の観光地である那須、会津を結ぶ交通の要衝に位置することや、東北新幹線の新白河駅を発着点とした経路地としてポテンシャルを有していることから、村の観光にとって非常に重要な地区であり、周辺市町村と連携しながら、那須、西郷、会津への誘客を今後とも図りたいと考えております。

○議長（真船正康君） 1 1 番矢吹利夫君の再質問を許します。

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 再質問します。

周辺市町村と協力して PR に力を入れていきたいとの答弁ですが、トンネル開通時は村も民間企業と協力して盛り上がっていました。現在の甲子地区では、廃業に伴う廃墟や建物の解体により、閑散として、当時の面影もありません。そこで、ピーク時には研修施設も含めてどのぐらいの温泉施設があり、現在どのぐらいの施設が営業しているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 1 1 番矢吹議員のご質問にお答えいたします。

トンネル開通時と現在の温泉施設の数についてでございますけれども、甲子、新甲子地区の温泉施設は研修施設、ゴルフ場等を含め開通時には 1 4 施設が運営をしております。現在は 7 施設となっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 残念ですけれども、そのとおりです。先ほどの経由地という答弁がありました、実際にねころんぼ広場の立派なトイレは利用されているが、観光地としての利用は少なくなっていると思われま。村としては、甲子、新甲子地区をどのように捉えているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷村には先ほど議員が上げられたように、見ていただきたいような場所がたくさんございます。夏につきましては、川のせせらぎを聞きながら涼を取れる西郷瀨や熊のすべり台、秋には紅葉が美しい雪割橋や甲子大橋、そして自然の中で身も心もリラックスできる甲子、新甲子温泉、このような場所の多くは甲子地区にございまして村の観光地と言えば甲子地区であり、重要な地区であると考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは、次の質問に移ります。

甲子地区の観光が重要であることは理解しました。村において観光業とはどういう位置づけなのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村における観光業の位置づけということでございますけれども、村では西郷村が白河、那須、会津への通過点にとどまることなく、村外から来村された観光客が村内で買物をしたり、体験をしたり、宿泊したりをしながら村の魅力が伝わり、交流人口が拡大し、最終的に移住定住へと結びつくことで村の産業が発展する。そのための手段であり、位置づけであると考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは、商工観光業との連携について伺いますが、観光は村が発展するための手段であるということですが、であれば、観光行政については単に観光業だけが何かを行うのではなく、他の業種とも連携を図る必要があると考えますが、現在村ではどのような連携を図っているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、村におきましては、村内においてフットパスや各種のイベントなどを通じての誘客活動を実施しております。

また、村外におきましては、県内外のイベント等で観光PRや物販などを行いながら誘客を図っているところでございます。

観光先進地においては、議員ご質問のように、他業種との連携はもちろんでございますが、その地域でしか味わえない、体験できないオンリーワンの魅力があることから、村といたしましても今後多くの方々のご意見等を伺いながら、観光の発展につな

げてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問いたします。

イベントを開催することは無駄とは言いませんが、みんな日帰りで帰ってしまいます。それより、立派な陸上トラックやクロスカントリーコースがあるのだから、合宿をもっと誘致したほうがいいのではないのでしょうか。合宿は人数も多く、泊数も多くなります。せっかく合宿の里づくりを推進しているのですから、もっとそちらに力を入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

これは村長に、どのようにお考えか、お願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、甲子地区には陸上合宿に適した施設が充実しており、また標高も800メートルということで、高地トレーニングとしての効果も期待できる場所でもあります。村としましては、甲子地区の活性化に向けた事業は積極的に行っていきたいと考えております。現在は、パンフレットの配布等による誘致活動が主な活動になっておりますが、もう一步踏み込んだ事業について、皆様のご意見を伺いながら検討し、必要な予算の計上も考えていきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今、村長が今後多くの方の意見を聞きながら観光発展をさせていきたいとのことですが、それでは最後の質問の今後の観光関連産業についてどのようにしていくのか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村につきましては、新白河駅、白河インターチェンジと那須、会津を結ぶ場所にあります。トンネル開通後、交通量は増加し、様々な店舗が出店してきております。村を単なる通過点ではなく、立ち寄りや目的地となり、そこにお金が落ちて、村内事業者が潤い、また税金として村に還元される、このような好循環を生み出すことが重要だと考えております。

今後は観光に携わる方だけではなく、幅広い意見を聞いて、よりよい効果的な事業を展開していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 西郷村は他の市町村が人口減少に悩む中、人口が増加している珍しい村だと思います。

ただ、そこにあぐらをかいてしまうと、本来やるべきことがおろそかになったりすることを懸念しております。人口も増えている、税収も豊富なきこそ先を見据えた施策を進めるべきだと考えます。ぜひ、村長をはじめ職員の皆さんにはそのような視点で日々の業務に当たってほしいと私からお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第3、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 少子化と将来への予測について
2. 農業行政について
3. 介護保険事業について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の 1 点目、少子化と将来への予測についてということでございますけれども、1 点目の少子化対策について、まず伺いたいなというふうに思います。

子育てへのサポート事業について伺いますということで、現在西郷村において、どのような子育てへのサポート事業を行っているのか、まずお示しをしていただきたいと思いますというふうに考えます。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 1 2 番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

子育てへのサポート事業についてのお尋ねでございます。

現在、本村において行っている子育てへのサポート事業ですが、母子健康手帳交付時の面談において、妊産婦の方が今後不安に思うことなどについての聞き取りを行い、その方に合った必要な情報提供を行っております。妊娠期から出産前までのサポートとして、妊娠 3 4 週前後の妊産婦全員と面談するプレママ訪問事業を行っております。本事業ではケアプランの見直し及び保健指導を行い、あかちゃん応援グッズとして、新生児用おむつの配布をするとともに、子育て支援センターの今後の関わりや産後ケア事業など、育児に必要なと思われる事業の情報提供を行っております。

また、出産後は新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査や乳幼児健康相談を実施し、健診の中で個別に関わりが必要な子どもやお母さんに対して個別の面談や家庭訪問、個別の療育支援を行っております。また、乳幼児健診のフォローとして、村内外の保育園、幼稚園を訪問し、指導、助言を行う巡回訪問事業を行っております。

今年度より、研修を受けた子育て経験がある職員がお宅を訪問し、育児、家事を共同で行う家庭訪問型子育て支援、ホームスタート事業を開始しております。具体的には研修を受けた子育て経験のある職員が、育児不安を抱える妊婦さん及び 6 歳以下の未就学児がいるお子さんのいる家庭のお宅を訪問し、出産準備や通院、育児や家事をお母さんと一緒に行ったり、お母さんに傾聴しながら、子育てを応援するといった内容の事業となります。

なお、今後の子育てサービス事業の実施に当たっては、自治体の支援ばかりではなく、関係機関や地域を含めた、村全体での子育て支援の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 1 2 番上田秀人君の再質問を許します。1 2 番上田秀人君。

○ 1 2 番（上田秀人君） ただいま答弁の中で、いろんなサポート事業を展開しているということがお示しをいただきました。

私、この場でもよくお話しさせてもらっていますけれども、移住定住の取組をさせ

てもらっております。その関係で様々なセミナーなどにも参加をさせてもらっておりますが、移住定住を考えられている方たちの中で、子育て世代、これから子どもさんを持つという方たちは、やはりこの部分が非常に興味を持たれ、セミナーなんかにおいてもそういう質問を受けることが多々ございます。その都度、ただいま担当課長から答弁いただいたような、私が知っている内容をいろいろお話しさせてもらっています。ただ、担当課長のように、私雄弁にお話ができないなというふうに、今、答弁を聞いていて反省をしているところですけども、いつも感じるんですけども、このようなセミナーに参加される方は事前に、若い世代の方は特にそうなんですけれども、インターネットとかで移住定住に関する情報収集、そしてさらには移住定住に関する雑誌などもいろいろ出ていますけれども、こういったものを調べられているということがございます。私、今そのセミナー前にいろいろ検索などをしていますけれども、まず1点気になるのが、西郷村は情報発信が非常に少ない。下手だなというのかな、本当に少ないなというのを感じます。この情報発信をもっともっとうまくしていけばいいんじゃないかなというふうには考えます。

そこで、伺いたいと思うんですけども、専用のフォームなどを設けて、情報発信を行うべきではないかと考えますけれども、いかがお考えですか、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

子育てサポート事業の周知に関するお尋ねでございます。

子育て支援の情報は、村ホームページやお子さんのいる家庭へ配布している妊娠出産子育てに関するご案内で事業の周知をしているほか、プレママ訪問事業の中で西郷村子育てガイドブックを用いて、産後ケア事業の紹介やホームスタート事業と今後の育児に必要と思われる事業の紹介をさせていただいております。

ホームスタート事業は、今年度開始した新規事業であるため、広報にしごうへの掲載と併せ、民生児童委員協議会の定例会でお時間をいただき、事業の概要等を説明させていただきました。

また、12、13か月児健康相談では、ホームスタートのスタッフからパンフレットを直接お母さんへ配布していただき、事業の周知を図っているところです。今後につきましては、子育て中の保護者の方だけではなく、広く住民の皆様を知っていただき、また、多くの方に利用していただけるよう子育てをサポートする事業の周知に努め、子どもや子育て世帯が必要とする支援につなげてまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁いただいて、なるほどなと思って今聞いていた部分でございます。広報紙とか民生委員さんを通じてとか、あとは支援員の方を通じてパンフレットの配布とかということで、いろいろお話、今いただきました。その中で、やはり今の子育て中の方、これから子どもを持つとされている世代の方、やはりインターネットとかスマホでの検索というのはかなり大きいのかなというふうに思います。

これは、先ほど言ったように移住のセミナーなんかに参加させていただいて、お話をさせてもらっていると、やはりそういうところから情報を仕入れている、調べている方が多いなというふうに思うんです。

私、今ちょっと今回検索かけてみたんですけれども、都道府県でいけば、長野県がかなりこの情報提供のやり方が進んでいるなというのが目立ちます。特に、今日、これは白黒で印刷してきたんですけれども、カラーで本当に何というのかな、目を引くやり方、これは飯山市というところですね。目に留まるような、フォームをつくってあって、そこから様々な支援が書いてある。これを見ているとすばらしいなと思うんですけれども、よくよく内容を見ていると、西郷村のほうが進んでいるじゃないかと思うのが結構あります。ですから、西郷村は何かPRがすごい下手だなと思うので、そこはもうちょっと工夫されたほうがいいのかなというふうに思います。ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

続いて、質問の2点目ですけれども、保育園の待機者に対する支援策について伺いますということで、前回の質問の中で、保育園の待機者数について質問をした、質疑かな、その記憶の中で、令和4年度末で約51名でしたか、待機者がいるというふうに記憶をしています。現在も同じような待機者がおられると思いますけれども、これを解決するには、やはり保育園の増設が一番大きな解決策かなというふうに感じます。しかしながら、いつもこの中で答弁されているように、保育士さんがいない。見つからないというのがこれまでの答弁だったというふうに理解をしておりますし、現状もやはり同じような状況かなというふうに考えます。

しかしながら、これらについてきちんと対応、支援策を村は講じなければいけないというふうに考えます。先ほど10番議員のほうからも、保育園に関してのいろいろ質問ありましたけれども、村においては、この待機者が今現在51名ほどいる。これらに対して何か策をお考えなのか、考えを伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 答弁の方。

○12番（上田秀人君） もう一回質問していいですか。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 時間の関係もありますので、次の家庭的保育事業に対する考えも併せて伺いたいなと思うんですけれども、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

令和5年4月1日現在の保育園の待機者につきましては、4名の方が待機となっております。年齢は全て1歳児となります。この人数は国や県への調査報告の算出により算定した待機児童数でございます。この待機児童数調査においては、4月1日入所希望以外の方や育児休暇延長の要件である待機児童という証明を必要とするため、待機として扱ってほしいと申し出る方や特定の保育園のみ申し込むという方は待機児童の報告から除外されることとなっております。新聞等で報道される人数はこちらの数値となり

ます。今、申し上げました方を含めた実数といたしましては13名の方が待機となっており、内訳はゼロ歳児3名、1歳児9名、2歳児1名となっております。

議員おただしのとおり、保育園の待機児童の方が実際存在することもございますので、今後家庭的保育事業等を含めた事業実施に関しましては、今後の第1期西郷村子ども計画策定に向けたニーズ調査を実施する予定となっておりますので、その中で把握していきたいと考えております。

しかし、夜間等の保育ニーズのあるのも実際にはございますので、夜間ニーズの実施等につきましては、保育士の配置やクリアしなければならない様々な課題等もございますので、必要に応じて精査していきたいと考えております。

また、保護者の育児疲れや育児不安解消などの支援といたしましては、現状におきましては保育所で実施している預かり保育、子育て短期支援事業、ショートステイ、西郷村社会福祉協議会で実施しているファミリー・サポート・センターなどの支援がございます。これらの事業を活用していただくことにより、育児疲れや育児不安の解消につなげていただいております。

現在の子育て世帯の家庭は以前よりも核家族化してきており、さらに両親共に仕事をしている家庭も増加してきております。また知らない地域に移住した方などは、子育てに不安を抱え、誰にも相談できずに悩み、ストレスを抱えているお父さん、お母さんもいらっしゃいます。このことから保護者がリフレッシュできる場の提供は必要なことであり、村としてもさらに充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまいろいろ答弁いただきました。その中で、家庭的保育事業についての考えということで今ちょっと触れましたけれども、前回の議案質疑の中で、私ちょっと触れております。家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の議案質疑の中で触れていましたけれども、ここでもう一度その内容について確認をしたいなと思います。議案質疑の中だったので、あまり深く入り込むと逸脱しているということであまり触れませんでした。

この家庭的保育事業がどのようなものかということで、これは厚生労働省のホームページから引っ張り出したものですが、家庭的保育事業に携わって、働く家庭的保育事業者とは何か。なるための資格などいろいろ書いてありました。

先ほど、村長が国の動向を見てということで子育て支援の話で答弁されていましたが、これを見ていると、市町村長からの認定を受けてとか、市町村長が定める要件を満たす必要、市町村長が行う研修を修了、市町村が行う家庭的保育者研修を修了した者とかと、市町村にかなり責任を押しつけたような感じだなというふうに思います。

これは以前にもお話ししたような記憶がありますが、いろんな基準がございまして。この基準を市町村が適正かどうかを判断しなければいけないということで、それに伴ってその費用も絡んできます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま12番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、家庭的保育事業についての質問をしている最中でしたけれども、保育を行うに当たって、国から示されているものというのは、市区町村が認めるという部分がかかなり大きいというお話を、今していたというふうに記憶をしております。

その中で、ただ、国はいろんな基準を示してきています。乳幼児の保育を行う専用の部屋を有することとか、この保育を行う部屋に関しては、2人までですと9.9平米以上あることと、採光及び換気の状態が良好である。ただし3人を超えて保育する場合には、3人を超える児童1人につき3.3平米を加算した面積以上であること、あとは、衛生的な調理設備、施設内での調理をする場合ですよ。及び便所を有することとなっていますけれども、これは子ども専用のトイレが必要ですよ。子どもさんがお弁当を持ってくる場合には、保管場所の設置も必要ですよということでございます。あとは事業実施場所の敷地内に子どもの遊びに適する広さの庭、これに替わるべき付近の公園等の場所を含むということで、これも規定されております。あとは火災報知器及び消火器を設置することなど、あと避難訓練を定期的実施することなどというふうに書かれておりますけれども。

家庭的保育の施設を整備するに当たって、やはり費用的な部分が出てくる。私、最初に申し上げましたように、村が保育園をつくれれば、一番手っ取り早いんだらうなと思うんですけれども、今少子化に向かって動いているという中で、果たしてじゃ本当に大きな保育園をつくる必要があるのかというところで、あとは待機児童の数も、先ほど課長の答弁の中で、今年の3月に確認した数よりも随分減っているような、カウンターの仕方の違いかなとは思いますが、数も動いてきている部分もあるという中で、この家庭的保育施設の整備に関しての設備改修に伴う補助を、私は行うべきではないかというふうに考えております。改修に伴う費用を、村から補助金を出してはどうかというふうに、今回考えたわけでございます。

この家庭的保育事業の中で、夜間保育の実施についても検討すべきだと、先ほど課長のほうから答弁がありましたけれども、ひとり親世帯で夜の勤務がある方や夜勤を伴う共稼ぎ世帯、例えば介護職や医療関係者、サービス業、運送業など様々な職業に就かれている方がいらっしゃる。頼める親族が近くにいない、近しい人もいない。こうやって苦労されている方がいるというふうなお話を聞いております。こういったことによって、子どもを持つことを諦めてしまっている方もいらっしゃるというふうな

話も聞いております。反対に、無許可で子どもさんを預かっていらっしゃるというお話も聞いたことがございます。

ですから、正式な形で対応できるように、村としてはやはりこの家庭的保育の施設を整備するに当たっては、施設の改修に伴う費用に対する補助を行うべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

まずはじめに、先ほども答弁させていただきましたが、夜間保育のニーズの把握や事業実施についてでございますが、村内及び近隣において、夜間保育を実施している保育所等については現在のところはございません。また、議員おただしのように、お父さん、お母さんの両方が夜間等により、夜間保育を希望されている方のニーズに関しましては、現状においては把握できておりません。夜間保育に係るニーズの把握につきましては、今年度第1期西郷村子ども計画策定に向けたニーズ調査を実施する予定となっておりますので、その中で把握していきたいと考えております。

しかし、夜間保育の実施につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、保育士の配置やクリアしなければならない様々な課題があるのも事実でありますので、必要に応じて精査していきたいと考えております。

次に、家庭的保育事業であります。家庭的保育事業は一般的な住宅での保育実施となります。また、家庭的保育事業はゼロ歳児から2歳児までの児童預かりの対象とし、定員規模1人から5人までの小規模な保育施設となります。村においてこの事業を実施している事業者は現在のところはございません。今後、家庭的保育事業の実施に関しましては、待機児童がいる現時点においては、この事業が展開できれば解消につながるものであるとも考えられます。しかし、少子化が進む中で、事業を展開しても、希望する家庭がいなければ、運営がままならないという状況にもなりかねません。このような状況を鑑みて、今後は国・県の動向を注視し、状況を見定めながら設置の必要性について判断していきたいと考えております。

なお、家庭的保育事業の実施に当たっては、議員おただしのとおり、職員の資格、職員の配置基準、保育室の面積、設備の基準など、様々な認可基準を満たす必要がございます。このような認可基準を満たすためには、義務づけられた基準も含め、改修等が必要となる部分も発生してくる場合もございます。そうした改修等に対する補助につきましては、国の補助として整備費に係る部分につきましては保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業補助金がございます。村としての補助といたしましては、現在、西郷村民間保育園補助交付金要綱を制定しておりますが、現段階におきましては改修費等につきまして補助対象となっております。今後、待機児童解消等に鑑み、保護者のニーズも把握しながら協議、判断してまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまいろいろ答弁いただいたんですけども、保育基準に関して厚生労働省が出してきているこの指針を見ていると、非常に曖昧な部分が結構

多いです。保育士に関しては、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者、こういう話なんです。これは古いのか新しいのかちょっと分かりませんが、私が見ている資料はそういうふうには書いてある。心身ともに健全であること、乳幼児の保育について理解及び熱意を有していること、乳幼児の保育に専念できること、乳幼児の保育に関し虐待などの問題がないと認められること、児童福祉法等の規定により、保育士の欠格要綱に該当しないこと、要するにこの保育士の欠格要綱に該当しなければ、保育士さんとして市町村長が認めることができるんだよというふうには私は取れるなと思って見えています。

既に、保育士資格を持っている方に関しては、市区町村が行う家庭的保育者研修を修了すれば、家庭的保育者になることができるというふうには規定されていますよね。ですから、国は異次元の子育てというお話されていますけれども、何かこれを見ていると、市区町村にもう丸投げという中で、じゃ今答弁にありましたように、今後国・県の動向を見てということなんですけれども、それを見ていて対応では遅いんじゃないかなと思うんです。今ここで足を踏み出さなければいけないんじゃないかなと思うんです。

ましてや、この西郷村議会においては、家庭的保育事業ということで、この3月の定例会の中で条例の一部改正を行いましたよね。ですから、私から見れば絵に描いた餅にしか見えない。せっかくそういういい条例をつくった。でも、実際にじゃ使おうと思ったときに、いろんな問題がひっ絡まって動くことができないというふうになってくる。この事業をやりたいと思っても、例えば市区町長が認定すればなることができる。働くためには個人事業主として開業する必要がありますと厚生労働省はうたっているんですけれども、個人事業主というところで、やはり頭にずっと引っかかるのがインボイス制度はどうなるんだとか、実際にやろうと思っても、いろんなものが絡んできて、やりたい気持ちがあってももう一歩足が踏み出せない。そういう方をいかに村が支援できるかというところをやはり早期に考えるべきだと思う。

そうやって、今緊急に保育にかけている子どもさんを、村全体でやはり支えていくべきではないかというふうには考えますけれども、村長、いかがお考えになりますか、伺います。

- 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。
- 村長（高橋廣志君） 議員と課長のやりとり聞いておりました。まさに本当に子どもを産み育てる村づくりというのは必要と考えております。先ほど申し上げましたとおり、待機児童も51人から13名減ったりして先が見えない状況でもあります。そんな中で今年第1期の西郷村子ども計画策定の中で、ニーズ調査をするということですので、それらを十分に調査しながら進めていきたいと考えております。
- 議長（真船正康君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） ニーズ調査を行いながら、進めていきたいという答弁でございました。西郷版異次元での子育て支援を強く行うべきだというふうに求めて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、少子化への予測についてということで、少子化への予測についてということで、少子化による村の人口予測について、どのように予測をしているのか伺いますということですが、これは非常に難しい話だなというふうに思います。

ここでちょっと伺いたいですけれども、今現在、ゼロ歳、産まれたばかりの赤ちゃんから15歳までの子どもさんの数というのは村では分かりますよね。では、その子どもさんたちが18歳、22歳になったときに、村内に何人残られるか。今ゼロ歳から15歳までの子どもさんたちが、その子どもさんたちがそれぞれ18歳、22歳、一つの節目です。これを迎えたときに、村内に何人残っているか。また、その方たちが30歳、35歳になったときに何人残っているのか、また結婚されているのかどうなのか。結婚された場合、じゃ子どもさんは何人ぐらいいるのか。そういった予測というのは村はしたことありますか、伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 12番上田秀人議員の一般質問にお答えします。

今、18歳、22歳、それから30歳から35歳の方が村に残る人数と、どのぐらい結婚しているかというご質問だったんですが、今現時点で資料持っておりませんので、お答えすることはできません。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 資料を持っていないということなんですけれども、予測をしたことはありますかと私聞いている。これは予測するのに数、じゃ、例えば今ゼロ歳の子が18歳になったときに何人残りますよ、22歳になったときは何人残りますよという数をお示ししろと言っているわけじゃないんです。そういう予測をしたことはありますかと聞いているんです。いかがですか。もう一回確認します。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えします。

予測はしたことはありません。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 予測をしたことないでいいのかな、担当課長。予測をしたことはない。これは非常に難しい予測だと私も思います。

ただ、村の将来に向けてのあるべき姿を描くときに、いわゆる村の基本構想を立てるときに、人口予測というのは必要不可欠だなと思うんです。一番確実な数字で分かっているのは、さきに言いましたように、ゼロ歳から15歳までの子どもさん、今村に何人いるかは分かるはずですよ。住基ネットで分かるわけですから、基本台帳で。その子どもさんたちが、今言ったように、18歳になったときにこの西郷村に何人残るか。そこから予測ですけれども、22歳、大学が終わった年齢でじゃ子どもさん何人戻ってくるのかな、そういう予測を立てて村の様々な基本計画を立てるべきではないかと考えるんですけれども、それに関してはいかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

村の西郷村人口ビジョン、第2期の人口ビジョンというので、ゼロから14歳、年少人口と生産年齢人口、老年人口というところは推計しておりますが、その年少人口が村に何人残っているか等というのは、今現時点では調べていないということが答弁になります。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 突然今こんな話をしているので、なかなか難しいだろうなと思います。

ただ、ここの数字からきちんと、国が示している指標は出てくると思うんです。今の人口に対して幾つの数字を掛けて将来的な予測を立てていくという、そういう計算の仕方はあるんだろうなと思うんです。

私が一番言いたいのは、村の将来に向けて、どうあるべきか。村の基本構想を考えていく上で、この数字というのは一番重要になってくるんじゃないかと、その予測が外れても誰も文句も言えないし、言いようもないと思うんです。その目標を立てて、その目標に向かって村は動いていくべきだというふうに私は考えていますので、これは早急に対応していただきたいなと思います。

さらにもう一つ、一くさりすれば、役場の庁舎を建てるに当たって、以前から言っているように、将来的な人口予測を立てて役場の規模、庁舎の規模、行政の在り方、そういうものを検討しているものだと私は理解をしておりましたけれども、そうではなかったということを理解をして、これ以上言っても仕方がないので、次の質問に入りたいと思います。

続いて、2番目の農業行政についてということでございますけれども、(1)の農業生産資材価格高騰への支援についてということでございます。

現在、村が実施している様々な農業政策の支援策について、さらなる強化について考えを伺いますということですがけれども、現在、農繁期を向かえて農家の方から聞こえてくる声が肥料をはじめ生産資材の価格の高騰についてです。肥料などに関しては3倍近い価格の高騰、生産資材のビニールなども軒並み値上げされていると。資材高騰分を生産物に価格転嫁できないというような、悲鳴に近い声が私のほうに今聞こえております。

そのような中で、県においては7,000万円ぐらいの予算を補正で計上するというお話でございました。農協、JAに関しては肥料高騰対策の助成金の支給などを行っておりますけれども、村においては、この農業生産資材価格高騰への対応はどのように考えられているのか、確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

農業生産資材価格高騰への支援、またさらなる強化についてというご質問でござい

ますけれども、農業生産資材価格高騰への支援についてということで、村が実施している施策でございますけれども、昨年来新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢、為替の円安等の様々な要因が重なり、燃料をはじめあらゆる物価が高騰し、生産コストの上昇が続いております。そのような中、生産される農産物につきましては、販売価格への転嫁がなかなかできないという現状もございまして、農業を営む者にとっては経営は非常に厳しい状況でございます。

村では昨年度、西郷村畜産用飼料緊急支援事業といたしまして、高騰する飼料費への支援として畜産農家への助成金事業をはじめ、西郷村野菜等生産振興対策事業につきましては、より多くの対象者へ支援が行き渡るよう、当初予算の確保を増額補正により対応しております。西郷村野菜等生産振興対策事業の中身でございますけれども、農業用機械につきましては、対象経費の3分の1で上限を30万円、パイプハウス等につきましては、対象経費の5分の2、上限を50万円で、先ほど議員がおっしゃいました肥料等につきましては、農業用資材ということで定額上限10万円で実績で32名の方に553万3,000円を助成しているところでございます。

また、西郷村肥料高騰緊急対策事業を実施し、高騰する肥料費の支援として水稻及び水田での転換作物について、助成金による支援を行ってきたところでございます。

今年度におきましては、電気料金の値上げや肥料、飼料等についても価格につきましては高止まりをしており、今回の補正予算といたしまして特に厳しい経営を強いられている酪農業について、緊急的に支援を行うべく西郷村酪農緊急支援対策事業として補正予算にて予算を計上しているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、様々な支援策が示されました。

転換作物への補助とか、あとは酪農支援のための補助を今回の補正の中にも計上しておりますということですよ。前から畜産農家に関しては、酪農家とえばいいのかな、酪農に関してはここでもいろいろお話をさせてもらってきております。酪農に関しては、乳価が去年、キロ当たり10円の引上げがあったんですけども、実際は酪農家の方から言われれば、価格があと20円プラス、ですから実質30円の値上げじゃないとなかなかもう厳しいと。以前からここでもお話ししているように生まれたばかりの赤ちゃん、初乳飲まずことなく、すぐ殺処分しなければいけないような状況が生まれているとか、そういう話も聞いております。

さらに、国際情勢にもよりますけれども、そういう影響で農家の方の経営がもうかなり厳しい状況になってきているというところで、今申し上げましたように、肥料に関してはもう3倍近い価格の高騰がある。農業資材に関してもかなり価格が引き上げられてきているという中で、本当に今農家の方は厳しい状況にあります。それらに関して、早急に対応すべきだというふうに私申し上げたいと思うんですけども、現在村が実施している機械3分の1とか、あとは定額で10万円とかというお話ありましたが、さらなる何というか、支援というのはお考えになっていませんか。村長伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今回、議員おっしゃるように、西郷村酪農緊急支援対策事業として補正で上げております。これにこだわることなく、やはり必要に応じて村としてやれることはやっていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 玉虫色の答弁だと思って今聞いていました。やっていけることはやっていきたいと。私が言っているのは、もう今野菜とか生産されている、お米の方もそうですけれども、生産資材がもう完全に高騰しちゃっていて、価格転嫁できないと。ですからもう身銭を切ってそのものを作って物を販売していく。そういう今状況に落ちてきている。ですから、早急にもう補正でも組んで、支援を行うべきだというふうに強く申し上げておきます。

続いて、耕畜連携の拡大と新たな支援策についてということで伺いたいと思います。

現在、畜産農家での家畜排せつ物処理については関連法に基づいて処理が適正に行われているというふうに理解をしております。しかしながら、現状をよく見ていると、いわゆる国が進めてきた多頭飼育によって、家畜の排せつ物処理がもうかなり厳しい状況に入ってきていると。もう個々の農家さんで処理すること自体がかなり難しいというふうに見えてきていますし、そういった声が聞こえてきております。村として、家畜排せつ物処理に関して、さらなる支援を行い、出来上がった堆肥を村内農家の方、家庭菜園などに提供を行う。堆肥を使った農産物としてのブランドの確立などの支援を行うべきではないかなというふうに考えますけれども、それらに関していかがお考えになりますか。伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

耕畜連携の拡大と新たな支援策、また家畜排せつ物処理の有効活用ということでございますけれども、まず耕畜連携につきましてご説明させていただきたいんですが、耕畜連携の拡大と新たな支援策について、現在では水田での転作作物として稲WCSやデントコーンといった飼料作物の生産を振興しております。村では高原地帯に位置することから畜産業が盛んであり、地域内での飼料供給に対する畜産農家の需要がもともと高く、また輸入飼料の高騰も相まって取組の必要性はますます重要視されております。

耕畜連携の取組といたしまして、稲WCS等を生産する耕種農家が栽培した飼料作物等を購入した畜産農家から排出された家畜排せつ物である堆肥について、耕種農家の飼料作物栽培圃場へ散布する資源循環型の農業を推進しております。その資源循環型の取組に対しまして、耕種農家に10アール当たり1万1,000円を助成し、内容といたしましては、国の産地交付金10アール当たり7,000円プラス村の単独事業で10アール当たり4,000円でございますが、そのうち堆肥代金として

6,600円を畜産農家への支払いに充てる内容となっております。

現在、村内の約200ヘクタールの圃場において、当該取組がなされておまして、資料も高騰する中、またSDGsや環境配慮の面においても重要な取組であり、今後も継続拡大を目指してまいります。

続きまして、家畜排せつ物についてでございますけれども、家畜排せつ物による悪臭などの苦情につきましては、近年農家当たりの飼育規模の拡大や地域における混住化の進行により、畜産環境問題が発生するようになっております。当村では特に村外からの入居者も増え、年々耕畜連携の取組の中においても臭いの問題、苦情につきましては増えてきている状況でございます。

家畜排せつ物の取扱いにつきましては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により、管理基準が設けられ、関係が深い法令では、悪臭防止法等がございますが、苦情の内容の多くが堆肥を圃場に散布した後の臭いに対するものがほとんどでございます。この場合は法令等に抵触しているというものでもなく、モラルの問題とされているようなことから、対応には苦慮しているところもございますが、村といたしましては、臭いの少ない完熟堆肥の施用、また散布したらすぐ時間を置かずに圃場に攪拌し、臭いを抑えるようお願いをして対応していくというようなこととなっております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、事細かに説明いただいたんですけども、その先なんです、結局。要するに、国が多頭化経営に経営を切り替えなさいと畜産農家のほうに指導してきたわけです。それに伴って畜産農家はかなり大きく今なっている。広報紙にも出たぐらいの、県内ではもうトップクラスの畜産農家もあるということで、酪農家もあるということで、畜産農家の方、もう本当に日々努力をされているのも分かります。臭いがしないようにきちんと排せつ物を完熟堆肥まで仕上げて畑に散布をしているということで、ただもうそれもかなり厳しい状況に来ているということで、村としてもしてできることがあれば、対応すべきじゃないかということで話を今しているわけです。

じゃ、先ほどの話の中にあつたように、じゃなぜ畜産農家だけそうやって支援をするのとなるかと思うんです。決して私はそうじゃないと思っている。きちんとしたい堆肥が仕上がれば、それを野菜農家の方、お米農家の方、また家庭菜園を楽しまれる方、そういった方に肥料として提供すれば、肥料の価格高騰に今あえいでいる人たちに救いの手が伸べられるんじゃないかと。ましてや畜産農家の方ももう限界に近い、堆肥処理に村が手を差し伸べれば、畜産農家の方もお互いにウィン・ウィンの関係になるんじゃないかと思うんです。モラルの問題とか、いろいろありましたけれども、ここもやはり解決の糸口につながるんじゃないかと思うんです。せっかくいいものを使っていい野菜が取れば、自分たちもその恩恵に預かれるということを理解をしていただけるんじゃないかと考えます。

ですから、もう一度申し上げますけれども、この家畜排せつ物処理に関して、村と

して公的な支援を行うべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公的機関の対応ということでございますけれども、対応としてまずハード整備、施設の整備につきましては畜産、酪農収益力強化整備等事業、畜産クラスター事業などの補助事業もございますけれども、費用の面で大半は農家の負担となりまして、今の厳しい経営状況から考えると、多額の費用を投資するというのは、なかなか難しいのではないかと考えているところでございます。また、圃場への散布に迅速な攪拌作業についても、家族経営の畜産農家などは人の手当てがなかなか難しいということ聞いております。

現在、全国的にも家畜排せつ物処理と飼料高騰に伴う堆肥の有効活用について、様々な取組がなされておりますが、その中で地域資源循環型の取組といたしまして、生活の生ごみを含めた堆肥を作るセンターの設置と、作られた堆肥については地域の農産物生産への利用促進、また北海道ではバイオマス発電事業等が聞かれております。これら特にハード整備となりますと、イニシャルコストはもちろんでございますが、ランニングコストなども大きな経費がかかっていることが予想され、費用対効果の面も含めた慎重な検討が必要だと考えております。できるだけ費用の面で多額の費用をかけずに、ソフト面で対応を考えた場合でございますが、散布後の迅速な攪拌作業を行うための農作業受託、いわゆる作業ヘルパー等への補助支援などが考えられるところでございます。

地域の中において、畜産農家と地域住民との交流や広報などにより相互理解の促進を図って、村の基幹産業である畜産業の支援にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） なんか、答弁がいろいろあって分かりづらい。

私が言っているのは、公的支援を行うべきだ。もうここまで西郷村の畜産農家さんを見ていると、今さらもう支援打ち切るわけにもいかないし、そこで経営やめなさいと言うわけにもいかない。だったらもう公的支援をきっちり行って、行った代わりにきちんといいものを村内で循環させるべきだと思うんです。今やっている耕畜連携をさらにもっと大きなものにすべきだと。それによって、いい農作物が取れば、いいお米が取れば、いい野菜が取れば、学校給食なり、村の子どもたち、村の人たちに提供することによって、お互いにいいんじゃないかというふうに考えるわけです。ですから、今手を差し伸べないと、畜産農家も駄目になってしまう。冒頭申し上げたように、野菜を作られている農家の方も肥料の価格がもう3倍近く上がっているものもあるということで、このままでは本当に農家さんがいなくなってしまう。ですから、今手を差し伸べるべきだというふうに強く申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の3点目といたしまして、介護保険事業についてということでございます。

広域型の特別養護老人ホームについて伺いますということで、現在村有地に民間事業者の方が広域型の特別養護老人ホームを建設中ですと。これに関しましては、全員協議会などでいろいろ説明をいただきました。その中でも話をしましたし、話題にも上りました。

改めてここで伺いたいと思うんですけれども、いわゆる国民年金だけの方が、月額換算で大体6万円とか7万円ぐらいの方が入所できるのかどうかというお話を、全員協議会の中でも話をしてまいりました。高額な負担軽減の措置があるというお話があって、具体的には示されなかったもので、改めて確認をしたいと思うんですけれども、いわゆる国民年金だけで今生活されている方、月額で6万円とか7万円ぐらいの国民年金で生活されている方が実際に入所できるのか、お示してください。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 上田議員の介護保険事業についての広域型特別養護老人ホームについてお答えいたします。

今のご質問の中で、国民年金だけで果たして入れるのかということでございました。それで、施設入所に係る利用料金については現時点ではまだ正式な料金体系が示されておりませんので、社会福祉法人平成会で公表している暫定版の料金体系を参考にお答えしたいと思います。

こちら、施設に入られる方は要介護3以上となっておりますので、要介護3以上の方で負担割合が1割の方と考えると、この方が施設ですと、14万5,000円という料金体系になってございますが、こちらは食費居住費の減免前でございますので、こちらに施設の食費、居住費どれぐらい減免されて、実際どれぐらいかかるのかということをお示ししたいと思います。

仮に、国民年金だけをもらっているAさん、75歳と仮定いたしますと、この方介護3で本人非課税でございます。令和4年度の国民年金が満額でございますと77万7,800円、ここから後期高齢の医療、それから介護保険料、それぞれ引きますと、残りが年額で74万4,000円、これを月額換算いたしますと6万2,000円、月額使える額が6万2,000円ということになります。こちらの方は負担限度食費が使えまして、食費、居住費の本人が払う負担限度額が3万6,300円、それで特老の1割負担分が2万8,488円ですので、月払う額が6万4,788円になります。先ほど言いました月額換算6万2,000円より若干2,000円ぐらい出てしまうんですが、この介護を使ったときの1割負担分で2万8,000円のうち1万5,000円を超えた分はもどってきますので、1万3,000円ぐらいが戻ってきますので、実質負担は月5万1,300円で、先ほど言いました月額6万2,000円に対して5万1,300円程度で入居できる試算となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁いただいて、なるほどと思って今聞いていましたけれども、机上の計算では入所できるということは分かりました。机上とは机の上での計算、いわゆる保険料、サービス利用料、あとは食費、居住費というのかな、私はホテルコストと言っていますけれども、この分を支払いをしても1万円ちょっと残るという計算だということなんですけれども、では、この毎月計算で1万7000円ぐらいなのかな。この1万円ちょっとのお金で例えばこういう服を買います。下着を買います。好きなお菓子を買いますということは可能だというふうに考えますか。

例えば遠方にいるお孫さんが訪ねて来てくれたときに、じゃせっかく来てくれたんだからと、皆さんだったら小遣い渡すとかいろいろありますよね。そういうことはできるのかなというふうにこれを見ていて考えてしまったんです。果たして、本当にこれで人としての尊厳が保てるのかなというのは疑問を持つところです。こういった条件に該当する方に対して、では村は支援策をお考えなのか。何らかの経済的な支援を考えているのか、どうなのか、確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 議員おただしの、月1万円程度では服買ったりとか、お菓子買ったりとか、そういったぜいたくはできないのではないかと質問だと思えます。確かに、現在示された資料上では私のほうで試算したとおりでしか回答できませんけれども、本当にぎりぎりの入れる条件なのかなと思います。あとは個人的にちょっとずつ老後の貯えというんですか、そういったものがないとなかなか難しいのかなとは思っています。

そのほか、村が何か助成できる制度はないのかということでございますけれども、今、ご説明させていただきました特別養護老人ホームとか老人保健施設、こういった施設サービスについては、食費とか居住費、こういったものが負担軽減できる措置がございます。ですが、そのほか、この施設とは別に認知症高齢者グループホーム、こういったところは在宅扱いになりまして、食費、居住費等、こういったものの軽減する制度がありません。ですので、前に若干土地の賃借料を財源にということ考えていきたいということだったので、こういった方に対して居住費と食費のほうを助成する制度のほうを検討しております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） いわゆる私ホテルコストと言っていますけれども、ホテルコストに関して国の考え方というのは、どこにいても、例えば施設に入ろうが自宅にいようが、食費もかかる、居住費もかかるよということで、ホテルコストはもう別負担だよということで、国から話が来たというふうに私理解しています。確かにそのとおりなのかもしれない。

ただそこで、今、一つ抜けました。これで今国が社会保障の見直しとかという話をされますよね。本日冒頭に藤田議員が質問されていましたが、社会保障に関して今後国が改悪という怒られますかね、直そうとしていますけれども、いわゆるそこでこの介護保険に関しても、子ども、今子育て支援のほうに今国は力入っています

ので、こういった介護事業とかに関してはまた見直しをかけてくるんじゃないかと思うんです。そうなったときに、果たして本当に今の状況でこの施設利用することが可能なのかということなんです。

ここでもう一つ伺いたいんですけれども、村の土地を減額して貸付けを行っている。税金も減額をして貸付けをしている。そういった面で、じゃ村民の方に何のメリットがあるんだということなんです。ですから、村独自の所得制限をつけるなり、所得のラインを引くなり、いろいろ考えることはあるかもしれませんが、そういった意味で低所得者の方に対しての支援策というのは何も考えられていないんですか。もう一度確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） お答えいたします。

村独自ということなんですけれども、現在、介護保険料、こちらのほうは国のほうの政策ということで低所得者、第1、第2、第3段階ということで、低所得者の支援はございます。また、こちら先ほども申しましたけれども、食費、居住費に関しては国のほうの制度がありまして、負担軽減が行われるところでございます。また、村にもそのほかにも施設がございますので、本当にここじゃなければ駄目かということでもなくて、大変申し訳ないんですけれども、ぎりぎりここを希望できない、そういった場合もあるかと思えます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私別にあそこを、今造っているものにこだわっているわけじゃないんです。どこでもいいんです。どこでもいいと言ったら怒られますけれども、そういった施設が余裕があって入れるのであればそれは結構なことだと思うんです。その中で、自分の年金だったら年金できちんと賄えるのであれば、そのようにお願いをしたい。

ただ、私が今言いたいのは、あそこの土地を貸付けを行っている、減額をして貸付けを行っている。税金なども減額をしている。ではそれに対して村民の方はどういうメリットがあるんですかということなんです。あの施設、今造っている施設に対してああだこうだ文句言うつもりはございません。ぜひ頑張って造ってほしいなと思うんです。ただ、それに伴って村の対応はどうされるんですかということ伺っているんです。せっかく村にできました。ほかの施設も入れるかもしれません。でも現状の年金の形で、本当に人として尊厳を保ったまま施設利用が可能なのか。可能でないのであれば、村として独自の支援策を講じるべきだというふうに思います。

今説明にあったように、制度的な支援というのはもう十分に理解をしております。ただ、国は今社会保障の見直しをかけてくる計画を立てています。その中でさらにこの状況というのは厳しい状況が生まれてくると私は考えています。ですから、今この段階で村としての支援策を考えて、これまで頑張ってきてくれた高齢者に対して独自の支援策を講じるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） それでは、村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おっしゃることよく分かります。今年度は令和6年度から令和8年度を計画期間とした西郷村第10次高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定の年となっております。現在は、広域型老人ホームを建設中でありまして、さらには認知症広域グループホームや小規模多機能介護などの地域密着型を充実させて、本村に暮らす高齢者の方が、自分らしく安心して暮らせる村づくりを目指した計画になるよう、努力したいと思っております。また、先ほど来からのお話にありますように、低所得者や全ての高齢者が公平に介護サービスを受けられるよう、村独自の、国の見直しもありますけれども、それも踏まえながら、村独自の助成制度について今検討しているところでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま村長の答弁の中で、地域密着型という話が出ました。

これも全員協議会の中で、地域密着型の特別養護老人ホーム造るべきだとお話をさせてもらいました。これに関して、そのときの答弁ですと、介護保険の利用サービスのアンケート調査を行って、次の計画のときに計画をしていくんだというお話でしたよね。私の記憶が間違っていなければ、もう10年前ぐらいからこの話はずっと繰り返しているんです。いつになったらその地域密着型の特別養護老人ホームというのは村として足を踏み出すのか。

こういう話をすると必ず出てくるのが、介護職がいませんと、なかなか介護職に就いてくれる方がいないので難しいですという話を、ずっとこの10年間聞かされてきました。では、なぜ民間の事業者はそうやって介護職の方を集めることができるのか。それなりにやはりノウハウを持っているというふうに私は理解をします。

だったら、全員協議会の中でも申し上げましたように、今建設している民間業者の方との協議をもって、地域密着型の施設を敷地内に建てて、運営は今やっている社会福祉法人のその会社にお問い合わせしたらどうかと考えます。いわゆる公設民営型、村で造れば建設費用は介護保険料に反映しません。それによって利用料を下げることが出来る。そういったことはお考えになりませんか。伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 先ほど、村長からも令和6年度から令和8年度を計画期間とした西郷村第10次高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定の年となっていて、昨年度実施しました65歳以上の高齢者、こちらニーズ調査のほうでは、短期間で泊まれるショートステイ、それから認知症、それから地域密着型、地元の方が優先して入れる施設、こういったものに希望が出ておりますので、事業者のほうに今後、村のほうの要望を強く要望してそういったものを計画していきたいと思っております。

今、公設民営型ということで、村のほうで施設を建てて、そうしたらコストもかからないのではないかとということなんです、何分村のほうではそういった民間のノウハウ、経営とかのノウハウがないもので、できれば民間の活力を活用した小規模の地

域密着型特養のほうを計画していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 何か計画しますとはっきり言っていただきたいんです。計画するのではなくて実施しますと言っていただきたい。もう10年間こうやってずっと話が行ったり来たりやっているんです。今、担当課長から答弁あったように、いい方向でちょっと動き出すのかなと思うんです。ただ、正直、この10年間そうやってずっとはぐらかされてきているという思いがあるので、明確に公設民営型でやっていくなり、利用者の負担軽減のための施設を建設しますというふうに、明確に答弁をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

令和5年度中に広域型老人ホームを造って4月1日から開所、その先には地域密着型も造るということでありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長から地域密着型の介護施設を造るということで、これはいつ造るんですか。今造るとお答えされましたけれども、造るは分かるんです。造らなきゃいけないのも分かる。いつから造るのか、それが明確に村民の方に示されれば、やはり今必要とする方は安心できるんじゃないかというふうに思います。村としてはやはり高齢者の方に、私も高齢者の一人になってきていますけれども、高齢者に対して安心を示すためにもいつからやるのか、お答えください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今、第8期、第9期、第10期6年ありますので、その中では必ず造るということを私は認識しております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 計画の中で必ず造ると、私はとすることで理解したいなと思うんですけれども、その言葉を信じて、私はこれで一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月13日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時55分）

